

提出用

## 誓約書

兵庫県立大学長 様

このたびの海外留学（研修）に参加するにあたり、下記の事項を遵守いたします。

なお、渡航に必要な経費、疫病・災害等の不可抗力による損害及び下記事項を遵守しなかったことにより生じた損害に伴う責任については、当方で負うことを誓約いたします。

<記>

1. 現地や国際情勢などのため留学（研修）が中止となったとき、発生するキャンセル費用を負担する。
2. 出発から帰国までを保険期間とする本学指定の海外旅行保険及び危機管理支援サービスに、必ず加入すること。留学先・派遣先から現地の保険に加入することを求められた場合は、双方の保険に必ず加入すること。
3. 留学（研修）期間中、現地や国際情勢などにより学生の安全のため、本学が留学（研修）の中止を判断し、帰国を命じることがあることを了承する。その場合の帰国費用を負担する。
4. 渡航先では、その国の文化や生活、習慣を理解した上で、その国の法令、公序良俗に反する行為をしないこと。また、治安が良くないとされる地域に出かけたり、夜間の一人歩きなどの危険な行動は控えること。
5. 出発から帰国までの全期間における行動について、その責任は学生個人に帰することを自覚し、常に細心の注意を払うとともに、規律ある行動をとるよう心掛けること。
6. 本学へ届け出た個人情報については、本学、現地関係機関、保険会社、危機管理支援サービス会社、関係省庁及び在外公館が、共有、利用することを了承する。
7. 留学（研修）に係る活動内容や画像などの個人情報や個人の学習成果などを広報（HP への掲載含む）の目的で本学が使用する可能性があることを了承する。
8. 本学の故意又は重大な過失に基づく場合以外は、本学が責任を負わないことを了承する。
9. 既往症又は治療中の傷病があり、渡航期間が 31 日以内の場合は、本学が指定する既往症等に対応した海外旅行保険に加入すること。特に既往症等の治療費用等が海外旅行保険の補償金額の上限（最大 300 万円）を超えた場合は、学生または保護者が同費用を負担することを了承する。
10. 既往症又は治療中の傷病があり、渡航期間が 31 日超の場合は、既往症等の治療費用等を補償する海外旅行保険がないため、学生または保護者が既往症等の治療費用等を負担することを了承する。

上記に記載されている全項目の内容を確認しました。（確認が終わればレ点印を付けてください。）

\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

参加者： \_\_\_\_\_ 学部/研究科 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 氏名： \_\_\_\_\_ 印

参加プログラム名： \_\_\_\_\_

**保証人は、上記誓約書に同意し、学生本人が誓約事項を遵守することを保証します。**

\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日 保証人自署： \_\_\_\_\_ 印 （続柄： \_\_\_\_\_）

## 誓約書

兵庫県立大学長 様

このたびの海外留学（研修）に参加するにあたり、下記の事項を遵守いたします。

なお、渡航に必要な経費、疫病・災害等の不可抗力による損害及び下記事項を遵守しなかったことにより生じた損害に伴う責任については、当方で負うことを誓約いたします。

### <記>

1. 現地や国際情勢などのため留学（研修）が中止となったとき、発生するキャンセル費用を負担する。
2. 出発から帰国までを保険期間とする本学指定の海外旅行保険及び危機管理支援サービスに、必ず加入すること。留学先・派遣先から現地の保険に加入することを求められた場合は、双方の保険に必ず加入すること。
3. 留学（研修）期間中、現地や国際情勢などにより学生の安全のため、本学が留学（研修）の中止を判断し、帰国を命じることがあることを了承する。その場合の帰国費用を負担する。
4. 渡航先では、その国の文化や生活、習慣を理解した上で、その国の法令、公序良俗に反する行為をしないこと。また、治安が良くないとされる地域に出かけたり、夜間の一人歩きなどの危険な行動は控えること。
5. 出発から帰国までの全期間における行動について、その責任は学生個人に帰することを自覚し、常に細心の注意を払うとともに、規律ある行動をとるよう心掛けること。
6. 本学へ届け出た個人情報については、本学、現地関係機関、保険会社、危機管理支援サービス会社、関係省庁及び在外公館が、共有、利用することを了承する。
7. 留学（研修）に係る活動内容や画像などの個人情報や個人の学習成果などを広報（HP への掲載含む）の目的で本学が使用する可能性があることを了承する。
8. 本学の故意又は重大な過失に基づく場合以外は、本学が責任を負わないことを了承する。
9. 既往症又は治療中の傷病があり、渡航期間が 31 日以内の場合は、本学が指定する既往症等に対応した海外旅行保険に加入すること。特に既往症等の治療費用等が海外旅行保険の補償金額の上限（最大 300 万円）を超えた場合は、学生または保護者が同費用を負担することを了承する。
10. 既往症又は治療中の傷病があり、渡航期間が 31 日超の場合は、既往症等の治療費用等を補償する海外旅行保険がないため、学生または保護者が既往症等の治療費用等を負担することを了承する。

上記に記載されている全項目の内容を確認しました。（確認が終わればレ点印を付けてください。）

\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

参加者： \_\_\_\_\_ 学部/研究科 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 氏名： \_\_\_\_\_ 印

参加プログラム名： \_\_\_\_\_

**保証人は、上記誓約書に同意し、学生本人が誓約事項を遵守することを保証します。**

\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日 保証人自署： \_\_\_\_\_ 印 （続柄： \_\_\_\_\_）